千葉市食中毒処理要領

1　目的

この要領は，食中毒若しくはその疑いのある事例（以下、食中毒発生情報という。）又は飲食物に起因する健康被害の事例を早期に探知し，迅速かつ的確にその発生原因を追及し，直ちに原因食品や発生機序等を排除するとともに，危害の拡大及び再発防止を図るための適切な措置を講じ，もって食中毒事故の処理に万全を期することを目的とする。

2　基本方針

平常時においては飲食に起因する健康被害の未然防止に努めるとともに，発生時に速やかに対応できるよう連携体制の確立を図る。

特に、輸入食品をはじめ、広域に流通する食品等が、市民の食生活に占める割合が高いことから、国及び他都道府県市等との連携を図る。

発生時の処理に当たっては，市内関係機関等がそれぞれの役割分担に応じて，組織的かつ有機的に健康被害の拡大及び再発防止，原因究明，医療機関の確保等必要な対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

情報の収集及び調査に当たっては,情報の広範かつ迅速な収集及び科学的,客観的な分析評価に努めるものとし、下記に基づき円滑かつ食中毒を早期に探知し、危害の拡大防止等に役立つ有効に処理を進めることとする。

「食中毒処理要領」

（昭和３９年７月１３日付環発第２１４号厚生省環境衛生局長通知）

「食中毒調査マニュアル」

（平成９年３月２４日付衛食第８５号厚生省生活衛生局長通知）

3　情報の収集

次のものからの健康被害事例の情報は、食中毒発生情報を早期に探知する有効な情報であることから、保健所の食品衛生監視員はその内容を聴取し、さらに詳細な情報の収集に努め、調査票を作成し食品衛生課長に報告すること。また、提供された食品等は、保健所で保管し必要に応じ検査を環境保健研究所に依頼すること。

（１）有症苦情者又はその関係者からの連絡

（２）営業者又は販売者等からの連絡

（３）消費生活センター、学校、消防署等の関係機関からの連絡

（４）千葉県健康危機管理事案情報共有システムの情報

（５）首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会の情報

4　発生情報の探知

保健所長は，食中毒発生情報を探知した場合には，健康部長に発生の状況を速やかに報告し，さらに詳細な情報の収集に努めるものとする。

5　調査体制

（１）保健所長は，食中毒発生情報を入手したときは，速やかに調査を開始するとともに,検査に必要な情報を環境保健研究所長に提供するものとする。

（２）保健所長及び健康部の調査に関する業務は，次のとおりとする。

ア　保健所長は，次の業務を行うものとする。

（ア）患者及びその関係者，喫食者等の調査並びに診療医師への確認等に関すること。

（イ）原因施設（食中毒の原因となった飲食物の製造，販売，調理又は授受を行った施設をいう。以下同じ。），関係施設（食中毒の原因施設として疑いのある施設，又は食材納入施設をいう。以下同じ。）等の調査に関すること。

（ウ）環境保健研究所長への食中毒等に関する検査の依頼に関すること。

（エ）健康部長への調査結果の報告に関すること。

イ　健康部長は，次の業務を行うものとする。

（ア）事件の総括的な状況把握に関すること。

（イ）保健所及び環境保健研究所並びに関係部局等の連絡調整に関すること。

（ウ）関係都道府県市等との連絡調整に関すること。

（エ）厚生労働省への報告に関すること。

（オ）市民等への情報提供に関すること。

（３）保健所長は，健康部長に対し，調査等に必要な人員の派遣を要請することができる。

（４）健康部長は，保健所長から派遣要請があった場合は，関係部局と協議の上，必要な応援体制をとるものとする。

6　検査体制

（１）環境保健研究所長は，食中毒等に関する検査を行うとともに，食中毒等の検査に関する情報の収集に努めるものとする。

（２）健康部長は，必要があると認める場合は，保健所長及び環境保健研究所長と協議の上，環境保健研究所以外の検査機関等に検査を依頼することができる。

７　連絡体制
（１）健康部長は，受理した食中毒発生情報のうち他の部局等に関係するものについては，速やかに関係部局へ連絡するものとする。
（２）厚生労働省及び他都道府県市等への連絡は，原則として健康部長が行うものとする。ただし，緊急やむを得ない場合には，健康部長の了解を得て保健所長が行い，その都度経過等を，健康部長に報告するものとする。

８　食中毒事件等の報告
（１）保健所長は，食中毒事件として決定した場合のほか、食品衛生法施行規則第７３条各号のいずれかに該当する場合には，その旨を健康部長に速やかに報告するものとする。
（２）健康部長は，食中毒の規模及び内容により必要な場合は，その旨を保健福祉局長に報告するものとする。

９　営業者等に対する措置
（１）保健所長は，食中毒事件の拡大及び再発防止のために，食品衛生法に基づく行政処分等，必要な措置を速やかに講ずるものとする。
（２）保健所長は措置を講じた場合，健康部長にその状況を速やかに報告するものとする。

１０　患者等の健康相談
保健所長は、必要に応じ食中毒患者、健康被害者等に対し健康相談を実施するものとする。

１１　広報体制
（１）健康部長は，食中毒に関連する情報について必要に応じ市民等への情報提供を行うとともに，関係機関及び関係都道府県市等への連絡を行うことにより，事件の拡大及び再発防止を図るものとする。
（２）健康部長は，食中毒に関連する情報の広報体制を整備しておくものとする。

１２　文書の保管
食中毒事件の調査記録等事件に関する文書は，千葉市文書規程（平成４年訓令（甲）第１０号）に基づき保存するものとする。

１３　平常時の準備
（１）健康部長は，各部局が食中毒発生時に速やかに対応できるよう，平常時から相互に情報交換に努めるものとする。

（２）健康部長及び保健所長は，情報収集，衛生管理指導，収去検査及び広報活動等により食中毒を未然に防止するよう努めるものとする。
（３）健康部長及び保健所長並びに環境保健研究所長は，研修の実施及び講習会への参加等により職員の技能，資質の向上に努めるものとする。

１４　その他

この要領で定めるもののほか，食中毒の処理及び調査に係る必要な事項は健康部長が別に定める。

附　則

この要領は，平成１０年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１２年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１３年１月６日から施行する。

附　則

この要領は，平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２０年２月２９日から施行する。